

○岩手県警察公印に関する訓令

(昭和41年1月1日警察本部訓令第2号)

〔沿革〕 昭和41年7月警察本部訓令第12号、43年6月第6号、44年9月第21号、45年3月第4号、46年4月第8号、47年3月第3号、48年4月第9号、6月第16号、51年4月第7号、52年4月第6号、53年10月第11号、54年3月第13号、55年3月第4号、56年3月第9号、57年3月第11号、58年3月第10号、60年7月第9号、8月第10号、61年3月第3号、10月第13号、62年5月第18号、63年3月第8号、平成元年12月第23号、2年8月第11号、4年3月第6号、7月第11号、6年10月第18号、7年3月第10号、9年3月第7号、11年5月第11号、13年2月第1号、14年3月第5号、6月第19号、16年3月第8号、17年3月第5号、18年3月第9号、20年3月第6号、12月第23号、21年3月第4号、23年9月第11号、27年3月第4号、28年1月第1号、3月第9号、8月第17号、29年3月第10号、30年3月第6号改正

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

岩手県警察公印に関する訓令を次のように定める。

岩手県警察公印に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、岩手県警察における公印（以下「公印」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公印の管理責任者等)

第2条 公印の管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、警務部長とする。

2 公印の制式、公印の保管責任者（以下「保管責任者」という。）及び公印の取扱者（以下「取扱者」という。）は、別表のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、保管責任者は取扱者を別に指定することができる。

(責務)

第3条 管理責任者は、すべての公印の管理について、その責に任ずるものとする。

2 保管責任者は、当該所属において保管する公印の管理について、その責に任ずるものとする。

3 取扱者は、保管責任者の命を受け、公印の保管及び使用に関する事務を処理するものとする。

(公印の調製等)

第4条 公印の調製又は改刻は、管理責任者が行うものとする。

2 所属長は、公印を調製し、又は改刻しようとするときは、公印調製（改刻）申請書（様式第1号）により管理責任者に申請するものとする。

(公印の登録)

第5条 管理責任者は、公印を調製し、又は改刻したときは、公印台帳（様式第2号）に押印し、かつ、所要事項を記載して公印を登録しなければならない。

2 管理責任者は、登録した公印を保管責任者に交付するときは、公印台帳の写しとともに交付するものとする。

(公印の使用)

第6条 公印を使用するときは、押印しようとする文書等及び回議用紙等の決裁書類を提示し、取扱者に公印の使用を請求しなければならない。

2 取扱者は、前項の請求があったときは、当該文書等に係る決裁の完了を確認の上、公印を使用させるものとする。

(印影の印刷)

第7条 公印の印影を印刷しようとするときは、印影印刷承認申請書（様式第3号）により管理責任者の承認を受けなければならない。

(公印等の保管)

第8条 公印は、公印箱に保管し、執務時間外にあつては金庫等に格納して置かなければならない。

2 公印の印影を印刷した書面等は、公印と同等の取扱いをするとともに、その使用状況を明らかにして置かなければならない。

(公印の事故報告)

第9条 保管責任者は、公印に盗難、紛失その他の事故があつたときは、公印事故報告書(様式第4号)により、速やかに、管理責任者を経て本部長に報告しなければならない。

(公印の廃止及び廃棄)

第10条 保管責任者は、公印を廃止したときは、速やかに、管理責任者に返納するものとする。

2 管理責任者は、不要となった公印の返納を受けたときは、会計規則(平成4年岩手県規則第21号)に定める手続を経て廃棄しなければならない。

(事務処理)

第11条 この訓令による管理責任者の事務は、総務課において処理するものとする。

附 則

1 この訓令は、昭和41年1月1日から施行する。

2 この訓令施行の際、現に使用している公印は、改刻するまでなお当分の間使用することができる。

附 則(昭和41年7月1日警察本部訓令第12号)

この訓令は、昭和41年7月1日から施行する。

附 則(昭和43年6月24日警察本部訓令第6号)

この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則(昭和44年9月26日警察本部訓令第21号)

1 この訓令は、昭和44年10月1日から施行する。

2 この訓令施行の際厚生官付を命じられている者は、別に辞令を發せられない限り、厚生課に勤務を命じられたものとする。

附 則(昭和45年3月31日警察本部訓令第4号)

この訓令は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年4月1日警察本部訓令第8号)

この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年3月17日警察本部訓令第3号)

この訓令は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年4月1日警察本部訓令第9号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(昭和48年6月5日警察本部訓令第16号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(昭和51年4月1日警察本部訓令第7号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(昭和52年4月6日警察本部訓令第6号)

この訓令は、制定の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則(昭和53年10月11日警察本部訓令第11号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年3月31日警察本部訓令第13号)

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年3月16日警察本部訓令第4号)

この訓令は、昭和55年3月16日から施行する。

附 則（昭和56年 3月31日警察本部訓令第 9号）

この訓令は、昭和56年 4月 1日から施行する。

附 則（昭和57年 3月29日警察本部訓令第11号）

この訓令は、昭和57年 4月 1日から施行する。

附 則（昭和58年 3月28日警察本部訓令第10号）

この訓令は、昭和58年 4月 1日から施行する。

附 則（昭和60年 7月29日警察本部訓令第 9号）

この訓令は、制定の日から施行し、昭和60年 3月26日から適用する。

附 則（昭和60年 8月23日警察本部訓令第10号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和61年 3月13日警察本部訓令第 3号）

この訓令は、昭和61年 3月29日から施行する。

附 則（昭和61年10月30日警察本部訓令第13号）

この訓令は、昭和61年11月 1日から施行する。

附 則（昭和62年 5月29日警察本部訓令第18号）

この訓令は、昭和62年 5月29日から施行する。

附 則（昭和63年 3月30日警察本部訓令第 8号）

この訓令は、昭和63年 4月 1日から施行する。

附 則（平成元年12月11日警察本部訓令第23号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成 2年 8月 9日警察本部訓令第11号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成 4年 3月26日警察本部訓令第 6号）

この訓令は、平成 4年 3月31日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成 4年 7月 3日警察本部訓令第11号抄）

1 この訓令は、平成 4年 7月 3日から施行する。

附 則（平成 6年10月31日警察本部訓令第18号抄）

1 この訓令は、平成 6年11月 1日から施行する。

附 則（平成 7年 3月31日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成 7年 4月 1日から施行する。

附 則（平成 9年 3月28日警察本部訓令第 7号）

この訓令は、平成 9年 4月 1日から施行する。

附 則（平成11年 5月24日警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成11年 7月12日から施行する。ただし、通告官に係る改正規定は、平成11年 5月24日から施行する。

附 則（平成13年 2月26日警察本部訓令第 1号）

この訓令は、平成13年 2月26日から施行する。ただし、別表本部の項課長等の目次に岩手県警察本部県民課長印の欄を加える改正規定は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則（平成14年 3月20日警察本部訓令第 5号抄）

1 この訓令は、平成14年 3月25日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成14年 6月18日警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成14年 6月18日から施行する。

附 則（平成16年 3 月 9 日警察本部訓令第 8 号抄）

- 1 この訓令は、平成16年 3 月24日から施行する。

附 則（平成17年 3 月22日警察本部訓令第 5 号）

この訓令は、平成17年 3 月28日から施行する。

附 則（平成18年 3 月22日警察本部訓令第 9 号抄）

- 1 この訓令は、平成18年 3 月24日から施行する。

附 則（平成20年 3 月12日警察本部訓令第 6 号）

この訓令は、平成20年 3 月26日から施行する。

附 則（平成20年12月16日警察本部訓令第23号）

この訓令は、平成21年 1 月 5 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月19日警察本部訓令第 4 号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成21年 3 月30日から施行する。

附 則（平成23年 9 月 1 日警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成23年 9 月26日から施行する。

附 則（平成27年 3 月25日警察本部訓令第 4 号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成27年 3 月27日から施行する。

附 則（平成28年 1 月27日警察本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成28年 1 月27日から施行する。

附 則（平成28年 3 月25日警察本部訓令第 9 号）

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 8 月23日警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成28年 8 月23日から施行する。

附 則（平成29年 3 月24日警察本部訓令第10号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成29年 3 月28日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日警察本部訓令第 6 号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

公印の制式

項 目	番 号	印刻文字	文字の配列	印 材	大きさ (mm)	保管責任者	取扱者
本 部	1	岩手県警察本部印	縦	つげ	方約40	総務課長	次長
	2	岩手県警察本部印	横	つげ	方約40	総務課長	次長
	3	岩手県警察本部	横	真ちゅう	短径約21 長径約30	警務課長	次長
本 部	1	岩手県警察本部長印	縦	つげ	方約30	総務課長	次長
	2	岩手県警察本部長印	横	つげ	方約30	総務課長	次長

長	3	岩手県警察本部長印	横	つげ	方約20	警務課長	次長	
	4	岩手県警察本部長印	横	つげ	方約25	生活安全企画課長	次長	
	5	岩手県警察本部長印	横	つげ	方約10	生活安全企画課長	次長	
	6	岩手県警察本部長印	横	つげ	方約25	通告官	通告補佐官	
	7	岩手県警察本部長印	横	つげ	方約10	通告官	通告補佐官	
	8	岩手県警察本部長	横	砲金	直径22	運転免許課長	次長 3個	
	9	岩手県警察本部長印	横	つげ	方約20	運転免許課長	次長 2個	
	10	岩手県警察本部長印	横	つげ	縦7 横15	運転免許課長	次長 4個	
	部長	1	岩手県警察本部警務部長印	縦	つげ	方約23	警務課長	次長
		2	岩手県警察本部警務部長印	横	つげ	方約23	警務課長	次長
3		岩手県警察本部生活安全部長印	縦	つげ	方約23	生活安全企画課長	次長	
4		岩手県警察本部生活安全部長印	横	つげ	方約23	生活安全企画課長	次長	
5		岩手県警察本部刑事部長印	縦	つげ	方約23	刑事企画課長	次長	
6		岩手県警察本部刑事部長印	横	つげ	方約23	刑事企画課長	次長	
7		岩手県警察本部交通部長印	縦	つげ	方約23	交通企画課長	次長	
8		岩手県警察本部交通部長印	横	つげ	方約23	交通企画課長	次長	
9		岩手県警察本部警備部長印	縦	つげ	方約23	公安課長	次長	
10		岩手県警察本部警備部長印	横	つげ	方約23	公安課長	次長	
課等	1	岩手県警察本部生活安全企画課印	縦	つげ	方約33	生活安全企画課長	次長	
	2	岩手県警察本部地域課印	縦	つげ	方約33	地域課長	次長	
	3	岩手県警察本部少年課印	縦	つげ	方約33	少年課長	次長	
	4	岩手県警察本部生活環境課印	縦	つげ	方約33	生活環境課長	次長	
	5	岩手県警察本部サイバー犯罪対策課印	縦	つげ	方約33	サイバー犯罪対策課長	次長	
	6	岩手県警察本部刑事企画課印	縦	つげ	方約33	刑事企画課長	次長	
	7	岩手県警察本部捜査第一課印	縦	つげ	方約33	捜査第一課長	次長	
	8	岩手県警察本部捜査第二課印	縦	つげ	方約33	捜査第二課長	次長	
	9	岩手県警察本部組織犯罪対策課印	縦	つげ	方約33	組織犯罪対策課長	次長	
	10	岩手県警察本部機動捜査隊印	縦	つげ	方約33	機動捜査隊長	副隊長	
	11	岩手県警察本部交通企画課印	縦	つげ	方約33	交通企画課長	次長	
	12	岩手県警察本部交通規制課印	縦	つげ	方約33	交通規制課長	次長	
	13	岩手県警察本部交通指導課印	縦	つげ	方約33	交通指導課長	次長	
	14	岩手県警察本部運転免許課印	縦	つげ	方約33	運転免許課長	次長	
	15	岩手県警察本部交通機動隊印	縦	つげ	方約33	交通機動隊長	副隊長	
	16	岩手県警察本部高速道路交通警察隊印	縦	つげ	方約33	高速道路交通警察隊長	副隊長	
	17	岩手県警察本部公安課印	縦	つげ	方約33	公安課長	次長	
	18	岩手県警察本部警備課印	縦	つげ	方約33	警備課長	次長	
	19	岩手県警察本部機動隊印	縦	つげ	方約33	機動隊長	副隊長	
課長	1	岩手県警察本部総務課長印	縦	つげ	方約22	総務課長	次長	
	2	岩手県警察本部総務課長印	横	つげ	方約22	総務課長	次長	

等	3	岩手県警察本部警務課長印	縦	つげ	方約22	警務課長	次長	
	4	岩手県警察本部警務課長印	横	つげ	方約22	警務課長	次長	
	5	岩手県警察本部人財育成課長印	横	つげ	方約22	人財育成課長	次長	
	6	岩手県警察本部県民課長印	縦	つげ	方約22	県民課長	次長	
	7	岩手県警察本部県民課長印	横	つげ	方約22	県民課長	次長	
	8	岩手県警察本部会計課長印	横	つげ	方約22	会計課長	次長	
	9	岩手県警察本部厚生課長印	横	つげ	方約22	厚生課長	次長	
	10	岩手県警察本部監察課長印	横	つげ	方約22	監察課長	次長	
	11	岩手県警察本部情報管理課長印	横	つげ	方約22	情報管理課長	次長	
	12	岩手県警察本部生活安全企画課長印	横	つげ	方約22	生活安全企画課長	次長	
	13	岩手県警察本部地域課長印	横	つげ	方約22	地域課長	次長	
	14	岩手県警察本部通信指令課長印	横	つげ	方約22	通信指令課長	次長	
	15	岩手県警察本部少年課長印	横	つげ	方約22	少年課長	次長	
	16	岩手県警察本部生活環境課長印	横	つげ	方約22	生活環境課長	次長	
	17	岩手県警察本部サイバー犯罪対策課長印	横	つげ	方約22	サイバー犯罪対策課長	次長	
	18	岩手県警察本部刑事企画課長印	横	つげ	方約22	刑事企画課長	次長	
	19	岩手県警察本部捜査第一課長印	横	つげ	方約22	捜査第一課長	次長	
	20	岩手県警察本部捜査第二課長印	横	つげ	方約22	捜査第二課長	次長	
	21	岩手県警察本部組織犯罪対策課長印	横	つげ	方約22	組織犯罪対策課長	次長	
	22	岩手県警察本部鑑識課長印	横	つげ	方約22	鑑識課長	次長	
	23	岩手県警察本部科学捜査研究所長印	横	つげ	方約22	科学捜査研究所長	副所長	
	24	岩手県警察本部機動捜査隊長印	横	つげ	方約22	機動捜査隊長	副隊長	
	25	岩手県警察本部交通企画課長印	横	つげ	方約22	交通企画課長	次長	
	26	岩手県警察本部交通規制課長印	横	つげ	方約22	交通規制課長	次長	
	27	岩手県警察本部交通指導課長印	横	つげ	方約22	交通指導課長	次長	
	28	岩手県警察本部運転免許課長印	横	つげ	方約22	運転免許課長	次長 2個	
	29	岩手県警察本部交通機動隊長印	横	つげ	方約22	交通機動隊長	副隊長	
	30	岩手県警察本部高速道路交通警察隊長印	横	つげ	方約22	高速道路交通警察隊長	副隊長	
	31	岩手県警察本部公安課長印	横	つげ	方約22	公安課長	次長	
	32	岩手県警察本部警備課長印	横	つげ	方約22	警備課長	次長	
	33	岩手県警察本部機動隊長印	横	つげ	方約22	機動隊長	副隊長	
	校 長	1	岩手県警察学校長印	縦	つげ	方約22	警察学校長	副校長(総務)
		2	岩手県警察学校長印	横	つげ	方約22	警察学校長	副校長(総務)
場 長	1	岩手県警察本部自動車運転免許試験場長印	横	つげ	方約15	運転免許課長	自動車運転免許試験場長	
警 察 署	1	岩手県盛岡東警察署	横	つげ	方約25	盛岡東警察署長	警務課長	
	2	岩手県盛岡西警察署	横	つげ	方約25	盛岡西警察署長	警務課長	
	3	岩手県岩手警察署	横	つげ	方約25	岩手警察署長	警務課長	
	4	岩手県紫波警察署	横	つげ	方約25	紫波警察署長	警務課長	
	5	岩手県花巻警察署	横	つげ	方約25	花巻警察署長	警務課長	

	6	岩手県北上警察署	横	つげ	方約25	北上警察署長	警務課長
	7	岩手県奥州警察署	横	つげ	方約25	奥州警察署長	警務課長
	8	岩手県一関警察署	横	つげ	方約25	一関警察署長	警務課長
	9	岩手県千厩警察署	横	つげ	方約25	千厩警察署長	警務課長
	10	岩手県大船渡警察署	横	つげ	方約25	大船渡警察署長	警務課長
	11	岩手県遠野警察署	横	つげ	方約25	遠野警察署長	警務課長
	12	岩手県釜石警察署	横	つげ	方約25	釜石警察署長	警務課長
	13	岩手県宮古警察署	横	つげ	方約25	宮古警察署長	警務課長
	14	岩手県岩泉警察署	横	つげ	方約25	岩泉警察署長	警務課長
	15	岩手県久慈警察署	横	つげ	方約25	久慈警察署長	警務課長
	16	岩手県二戸警察署	横	つげ	方約25	二戸警察署長	警務課長
本 部 長	1	岩手県警察本部長	横	砲金	直径22	盛岡東警察署長	警務課長
	2	岩手県警察本部長印	横	つげ	縦7 横15	盛岡東警察署長	警務課長
	3	岩手県警察本部長	横	砲金	直径22	盛岡西警察署長	警務課長
	4	岩手県警察本部長印	横	つげ	縦7 横15	盛岡西警察署長	警務課長
	5	岩手県警察本部長	横	砲金	直径22	岩手警察署長	警務課長
	6	岩手県警察本部長印	横	つげ	縦7 横15	岩手警察署長	警務課長
	7	岩手県警察本部長	横	砲金	直径22	紫波警察署長	警務課長
	8	岩手県警察本部長印	横	つげ	縦7 横15	紫波警察署長	警務課長
	9	岩手県警察本部長	横	砲金	直径22	花巻警察署長	警務課長
	10	岩手県警察本部長印	横	つげ	縦7 横15	花巻警察署長	警務課長
	11	岩手県警察本部長	横	砲金	直径22	北上警察署長	警務課長
	12	岩手県警察本部長印	横	つげ	縦7 横15	北上警察署長	警務課長
	13	岩手県警察本部長	横	砲金	直径22	奥州警察署長	警務課長
	14	岩手県警察本部長印	横	つげ	縦7 横15	奥州警察署長	警務課長
	15	岩手県警察本部長	横	砲金	直径22	一関警察署長	警務課長
	16	岩手県警察本部長印	横	つげ	縦7 横15	一関警察署長	警務課長
	17	岩手県警察本部長	横	砲金	直径22	千厩警察署長	警務課長
	18	岩手県警察本部長印	横	つげ	縦7 横15	千厩警察署長	警務課長
	19	岩手県警察本部長	横	砲金	直径22	大船渡警察署長	警務課長
	20	岩手県警察本部長印	横	つげ	縦7 横15	大船渡警察署長	警務課長
	21	岩手県警察本部長	横	砲金	直径22	遠野警察署長	警務課長
	22	岩手県警察本部長印	横	つげ	縦7 横15	遠野警察署長	警務課長
	23	岩手県警察本部長	横	砲金	直径22	釜石警察署長	警務課長
	24	岩手県警察本部長印	横	つげ	縦7 横15	釜石警察署長	警務課長
	25	岩手県警察本部長	横	砲金	直径22	宮古警察署長	警務課長
	26	岩手県警察本部長印	横	つげ	縦7 横15	宮古警察署長	警務課長
	27	岩手県警察本部長	横	砲金	直径22	久慈警察署長	警務課長
	28	岩手県警察本部長印	横	つげ	縦7 横15	久慈警察署長	警務課長

	29	岩手県警察本部長	横	砲金	直径22	二戸警察署長	警務課長
	30	岩手県警察本部長印	横	つげ	縦7 横15	二戸警察署長	警務課長
署 長	1	岩手県盛岡東警察署長印	縦	つげ	方約22	盛岡東警察署長	警務課長
	2	岩手県盛岡東警察署長印	横	つげ	方約22	盛岡東警察署長	警務課長
	3	岩手県盛岡西警察署長印	縦	つげ	方約22	盛岡西警察署長	警務課長
	4	岩手県盛岡西警察署長印	横	つげ	方約22	盛岡西警察署長	警務課長
	5	岩手県岩手警察署長印	縦	つげ	方約22	岩手警察署長	警務課長
	6	岩手県岩手警察署長印	横	つげ	方約22	岩手警察署長	警務課長
	7	岩手県紫波警察署長印	縦	つげ	方約22	紫波警察署長	警務課長
	8	岩手県紫波警察署長印	横	つげ	方約22	紫波警察署長	警務課長
	9	岩手県花巻警察署長印	縦	つげ	方約22	花巻警察署長	警務課長
	10	岩手県花巻警察署長印	横	つげ	方約22	花巻警察署長	警務課長
	11	岩手県北上警察署長印	縦	つげ	方約22	北上警察署長	警務課長
	12	岩手県北上警察署長印	横	つげ	方約22	北上警察署長	警務課長
	13	岩手県奥州警察署長印	縦	つげ	方約22	奥州警察署長	警務課長
	14	岩手県奥州警察署長印	横	つげ	方約22	奥州警察署長	警務課長
	15	岩手県一関警察署長印	縦	つげ	方約22	一関警察署長	警務課長
	16	岩手県一関警察署長印	横	つげ	方約22	一関警察署長	警務課長
	17	岩手県千厩警察署長印	縦	つげ	方約22	千厩警察署長	警務課長
	18	岩手県千厩警察署長印	横	つげ	方約22	千厩警察署長	警務課長
	19	岩手県大船渡警察署長印	縦	つげ	方約22	大船渡警察署長	警務課長
	20	岩手県大船渡警察署長印	横	つげ	方約22	大船渡警察署長	警務課長
	21	岩手県遠野警察署長印	縦	つげ	方約22	遠野警察署長	警務課長
	22	岩手県遠野警察署長印	横	つげ	方約22	遠野警察署長	警務課長
	23	岩手県釜石警察署長印	縦	つげ	方約22	釜石警察署長	警務課長
	24	岩手県釜石警察署長印	横	つげ	方約22	釜石警察署長	警務課長
	25	岩手県宮古警察署長印	縦	つげ	方約22	宮古警察署長	警務課長
	26	岩手県宮古警察署長印	横	つげ	方約22	宮古警察署長	警務課長
	27	岩手県岩泉警察署長印	縦	つげ	方約22	岩泉警察署長	警務課長
	28	岩手県岩泉警察署長印	横	つげ	方約22	岩泉警察署長	警務課長
	29	岩手県久慈警察署長印	縦	つげ	方約22	久慈警察署長	警務課長
	30	岩手県久慈警察署長印	横	つげ	方約22	久慈警察署長	警務課長
	31	岩手県二戸警察署長印	縦	つげ	方約22	二戸警察署長	警務課長
	32	岩手県二戸警察署長印	横	つげ	方約22	二戸警察署長	警務課長
	33	岩手県盛岡東警察署長印 交番・駐在所専用	横	つげ	方約22	盛岡東警察署長	保管責任者が指 定する者 3個
	34	岩手県盛岡西警察署長印 交番・駐在所専用	横	つげ	方約22	盛岡西警察署長	保管責任者が指 定する者 2個
	35	岩手県岩手警察署長印 交番・駐在所専用	横	つげ	方約22	岩手警察署長	保管責任者が指 定する者 4個

36	岩手県紫波警察署長印 交番・駐在所専用	横	つげ	方約22	紫波警察署長	保管責任者が指 定する者
37	岩手県花巻警察署長印 交番・駐在所専用	横	つげ	方約22	花巻警察署長	保管責任者が指 定する者 4個
38	岩手県北上警察署長印 交番・駐在所専用	横	つげ	方約22	北上警察署長	保管責任者が指 定する者 2個
39	岩手県奥州警察署長印 交番・駐在所専用	横	つげ	方約22	奥州警察署長	保管責任者が指 定する者 5個
40	岩手県一関警察署長印 交番・駐在所専用	横	つげ	方約22	一関警察署長	保管責任者が指 定する者 3個
41	岩手県千厩警察署長印 交番・駐在所専用	横	つげ	方約22	千厩警察署長	保管責任者が指 定する者 5個
42	岩手県大船渡警察署長印 交番・駐在所専用	横	つげ	方約22	大船渡警察署長	保管責任者が指 定する者 6個
43	岩手県遠野警察署長印 交番・駐在所専用	横	つげ	方約22	遠野警察署長	保管責任者が指 定する者 2個
44	岩手県釜石警察署長印 交番・駐在所専用	横	つげ	方約22	釜石警察署長	保管責任者が指 定する者 2個
45	岩手県宮古警察署長印 交番・駐在所専用	横	つげ	方約22	宮古警察署長	保管責任者が指 定する者 4個
46	岩手県岩泉警察署長印 交番・駐在所専用	横	つげ	方約22	岩泉警察署長	保管責任者が指 定する者 5個
47	岩手県久慈警察署長印 交番・駐在所専用	横	つげ	方約22	久慈警察署長	保管責任者が指 定する者 5個
48	岩手県二戸警察署長印 交番・駐在所専用	横	つげ	方約22	二戸警察署長	保管責任者が指 定する者 4個

様式第1号（第4条関係）

第 号
年 月 日

保存	
廃棄	

管 理 責 任 者 殿

所 属 長

公印調製（改刻）申請書

次のとおり公印を調製（改刻）する必要がありますので申請します。

記

- 1 公印（項、目、番号、印刻文字、文字の配列、大きさ等）

2 調製（改刻）の理由

3 その他

様式第2号（第5条関係）

公印台帳

年 月 日作成

整理番号	
印影	
公印番号	
印刻文字	
印材	
大きさ	
文字の配列	
用途	
保管責任者	
保管場所	
調製年月日	
改刻、廃止年月日	
廃棄年月日	
記事	

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

保存	
廃棄	

管 理 責 任 者 殿

保管責任者

印影印刷承認申請書

次のとおり公印の印影印刷の承認を申請します。

記

1 印刷する印影（項、目、番号、印刻文字、文字の配列、大きさ等）

2 印刷の理由

3 その他（印刷物の見本、部数等）

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

保存	
廃棄	

管 理 責 任 者 殿

保管責任者

公印事故報告書

公印について次のとおり事故がありましたので報告します。

記

- 1 公印（項、目、番号、印刻文字、文字の配列、大きさ等）
- 2 事故の種類
- 3 事故発生年月日
- 4 事故発生場所
- 5 事故の概要
- 6 措置
- 7 その他